

ほっかいどうの社会保障

2021年6月4日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

お金の心配なく、必要な医療が受けられるように

住民に役立つ国保一部負担金減免制度をつくりましょう！

広がる格差と貧困に、コロナ禍が加わり道民のくらしはますます大変になっています。医療機関で、一部負担金が払えず、受診をがまんし、症状を悪化させる事例も増えています。こうした中、国保の一部負担金減免制度が重要になっています。

6月3日、北海道社保協は、役に立つ国保一部負担金減免制度にするために、オンラインで緊急学習会を行いました。道生連の三浦誠一会長が講演し、道内各地から30人以上が参加しました。



■国保一部負担金減免とは すべての保険医療機関等が対象可能 国や道から財政補助も

一部負担金減免は、国保法第44条に規定されています。「市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に…一部負担金を支払うことが困難であると認められるもの」に対して、減額・免除と徴収猶予が規定されています。道内で実施している多くの市町村は、入院、外来、保険調剤を対象としています。

市町村の申請で、**入院の場合で、収入が生活保護以下の世帯等**は、国から特別調整交付金で2分の1が補助されます。通院等など国の補助対象でない部分は、道庁が補助しています。

しかし、道内の実施市町村は少なく、2019年度で、26市町村、6776件6677万円です。

■北海道が一部負担金減免の標準例を公表、市町村に見直し求める 対象が入院だけなど問題多い

北海道は、2030年度に全道統一保険料率の実施をめざすとともに、一部負担金減免、保険料減免、資格証交付、滞納処分それぞれの標準例を作り、文字通り北海道国保にすることを考えています。

北海道は、昨年12月、市町村の国保一部負担金減免要綱の標準例を公表。しかし多くの問題点があります。札幌市などの市町村で、これに基き制度の見直しを検討していますが、改悪される危険もあります。

北海道の標準例の特徴と課題

住民の役立つ制度のために市町村に要請しましょう。

標準例は、国の一部負担金減免に関する補助金を受けることができる範囲内です。

◎減免の対象は、**入院だけ**です。一方、北海道は、**減免制度は市町村の判断**としています。

⇒入院だけでなく、**通院・保険薬局薬代も含めて対象にするように要請を**

◎減免の対象の認定は、**申請以降の3カ月の収入月額平均と前年同時期の3カ月の収入月額平均と比較して、「1円」でも減少している世帯**で、**収入月額が生活保護基準額以下**で、**預貯金額が基準額の3カ月以下**の場合。

●収入月額は、生活保護の考え方に準じています。**仕送りと借入金も収入にしています。**

⇒普通のくらしで、クレジットなどの使用は当たり前です。借入金等は収入から除外するように要請を

⇒恒常的な低所得者も対象にするように要請を

◎**徴収猶予や減額の規定がありません。** ⇒徴収猶予や減額の規定も設け、対象も拡大するように要請を

	国の基準	北海道の標準例	市町村例
減免の対象	入院世帯	入院だけ	入院・通院・保険調剤（多くの市町村）
減免世帯の月額収入	生活保護基準以下	生活保護基準以下 (借入金等も収入)	生活保護基準+35400円以下（釧路市など）
収入減少の範囲		1円減少でも可	恒常的低所得（苫小牧市など市町村長に判断） 20%以上減（札幌市）、30%以上減の市町村も
その他	保険料未納者も可	保険料未納者も可 原則、事前申請	保険料（税）未納者は対象外（一部市町村）